

## 告 示

埼玉県告示第千四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

久喜パークタウンショッピングセンターB・C棟

埼玉県久喜市野久喜字香取八百七十一番地二十六外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）エコス久喜ショッピングセンターB・C棟

（変更後）久喜パークタウンショッピングセンターB・C棟

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四 九 二

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地六十

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋政男

東京都杉並区成田東四 三十九 八

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 玉塚元一

山口県山口市大字佐山七百十七 一 外未定

（変更後）株式会社トレジャー・ファクトリー 代表取締役 野坂英吾

東京都足立区梅島三 三十二 六

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一 四 十四

株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋浩司

東京都杉並区成田東四 三十九 八

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正

山口県山口市大字佐山七百十七 一

八 変更年月日

平成二十五年十月一日外

二 届出年月日

平成二十五年十月一日

二 縦覧期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十月十一日から平成二十六年二月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課